



10月1日から国民健康保険の制度が変わります

高齢者の自己負担額が変わります

70歳以上の高齢者のうち、現役並所得者（老人保健対象者も含む）の自己負担割合が変わります。

平成18年9月30日まで
2割負担



平成18年10月1日以降
3割負担

現役並み所得者となる世帯とは？

2人世帯	年収520万円以上	課税所得が 145万円以上
単身世帯	年収383万円以上	

出産育児一時金が引き上げられます

出産育児一時金が、30万円から35万円に引き上げられました。ただし、10月1日以降申請に来られた方でも、出産日が9月30日以前の場合の支給金額は30万円となります。



高額療養費・医療費の自己負担限度額が引き上げられました

70歳未満の方

区分	限度額
上位所得者	139,800円 + <総医療費 - 466,000円> × 1% (77,700円)
一般	72,300円 + <総医療費 - 241,000円> × 1% (40,200円)

区分	限度額
上位所得者()	150,000円 + <総医療費 - 500,000円> × 1% (83,400円)
一般	80,100円 + <総医療費 - 267,000円> × 1% (44,400円)

は基礎控除後の年間所得600万円以上の方
()内の金額は、多数該当(1年間に4回以上高額療養費の支給を受けた場合)の限度額
非課税世帯の方の限度額は変わりません。

70歳以上の方（老人保健対象者も含む）

区分	限度額	
	外来のみ	入院含
一定以上所得者	40,200円	72,300円 + <総医療費 - 361,500円> × 1% (40,200円)
一般	12,000円	40,200円

区分	限度額	
	外来のみ	入院含
現役並所得者()	44,400円	80,100円 + <総医療費 - 267,000円> × 1% (44,400円)
一般	12,000円	44,400円

は課税所得145万円以上の方
()内の金額は、多数該当(1年間に4回以上高額療養費の支給を受けた場合)の限度額
低所得者・に該当する方の限度額は変わりません。
現在特定疾病の医療証をお持ちの方(人工透析を要する方)で、現役並所得者に該当する方の自己負担限度額についても、1万円から2万円に引き上げられます。

【問合せ】住民課 国民健康保険担当 内線325～326

介護保険だより

何歳になっても、 自分らしくいきいきと 暮していくために！

《介護予防》について

平成18年4月から地域支援事業の介護予防事業が創設され、市町村が責任を持って実施することになりました。

介護の認定は受けていないが、介護が必要となるおそれのある方（特定高齢者）のための介護予防事業を重点的に実施します。その介護予防事業のメニューは、生活機能の向上を通じて自立した生活を実現するため、「運動器による機能向上教室」「口腔機能向上教室」「栄養改善教室」の3つを予定しています。

「特定高齢者」を選定する際に、町で実施している「基本健康診査」を受診していただくことが必要となりますので、すすんで「基本健康診査」を受診しましょう。



《介護保険料》について

介護保険法の改正に伴い、平成18年10月から、これまで年1回であった普通徴収（納付書、口座振替）から特別徴収（年金天引き）への切り替えが年6回に増え、特別徴収への切り替えが早くなりました。

【問合せ】介護課 介護保険担当 内線341～344